

## ＝ 令和5年度 年度始め挨拶 ＝

代表取締役社長 戸沼 淳



先日は皆さんにお手伝いをいただいて当社相談役戸沼平八のお別れ会を無事終えることができました。ありがとうございました。たくさんの皆様にお悔みをいただき、また、激励もしていただきました。改めて先代の残してきた道の大きさを思うとともに、また、新たな激動の時代を皆さんと進んでいこうと気持ちを新たにしているところです。

世界に目を向けると、未だ終局が見えないウクライナ情勢は、停戦よりも世界を巻き込んだ大きな軍事衝突に向かっているように見えます。また、この紛争やコロナ禍に端を発した物価の急激な上昇は、アメリカの政策金利引き上げの要因となり3つの銀行が破綻しました。この経済の混迷は、スイスやドイツの銀行の信用不安に波及し、世界経済はまさに先の見えない時代を迎えています。日本経済もこの急激な物価上昇に対して、政策金利は上げられないまま厳しい舵取りを強いられているところです。

このような厳しい世界情勢ですが、世界で活躍している建設会社や技術者もいます。海外建設協会という海外事業展開に対する支援や建設業を通じた国際貢献を推進する団体があります。昨年度から海外の優秀なプロジェクトを表彰する『海外建設協会プロジェクト賞』が創設され、今回、スリランカのケラニ河新橋のプロジェクトが表彰されました。このプロジェクトには、何度か海外での学会で一緒になった日本の友人が技術責任者として携わっていました。表彰は私も大変うれしく、機会があれば当社の研修会の講師に招いて皆さんにも話をしたいと思っています。

国内では、一般会計総額が過去最大の114兆 3812億円となる2023年度予算案が決定しており、はじめて防衛費が公共事業費を超えました。公共事業は老朽インフラの修繕を柱とする新たな5か年の国土強靱化対策が開始されます。道内では後志管内と札幌の再開発、新幹線延伸に工事が集中しており、渡島・檜山管内での新規事業が激減する中、身近な企業も合併、廃業が続いています。また、4月には北海道では初となる道南の3つの生コン協同組合の大規模合併も行われます。企業存続のために、新たな形、戦略が求められているところです。



当社の昨年度を振り返ってみますと、2年連続となりました北海道開発局の「令和4年度工事成績優秀企業認定」、森林管理局では大変苦勞して施工しました紋別川治山工事が林野庁長官賞をいただきました。また、工事評点でも静狩漁港機能強化工事で98点をいた

 **安全と衛生**  
戸沼岩崎建設株式会社 発行  
令和5年4月13日  
<http://www.tonuma.com/>  
第257号 

だき各官庁や民間顧客から高い評価をいただいています。

安全面では残念なことに墜落による死亡災害が発生しました。会社としてのダメージも大きいのですが、一緒に働いていた人の心のダメージも計り知れないものがあると思います。この災害を乗り越え、長くこの業界で働いてほしいと願っていますが、そのためには、二度とこのような災害を起こさないという決意をもって現場に立っていただくことだと思っています。また、仲間にこのような思いをさせないためにも、作業に従事する作業員はもとより、作業主任者、現場代理人、店社安全管理者がそれぞれ妥協のない安全意識をもって現場に向き合ってくださいと思います。

変化なく生きていくことができない時代が来ています。今こそ『激動をよき友に』皆さんとともに乗り切っていきましょう。今年度もよろしくお祈りします。  
(4月3日 朝礼 社長挨拶)



### 送り出し教育・安全教育



4月7日(金)、函館建設業協会3階講堂に於いて、興伸工業の送り出し教育・安全教育に当社から17名が参加し合同研修会を開催しました。

梅木義彦さんを中心にノンフレーム工場の資機材運搬作業から頭部連結工までの作業手順書を読み合わせ、意見交換を行ないました。さらに、木村常務から仕事に臨む基本姿勢や白符での死亡労働災害の報告と再発防止について、佐藤土木部長から事故防止対策について、事例報告や問題提起、注意喚起等を行い、梅木常務が研修会を総括し研修会を終えました。

### 新たな化学物質規制

化学物質による労働災害を防止するため、改正された労働安全衛生規則等が4月1日から一部施行されます。化学物質による休業4日以上労働災害の原因となった化学物質の多くは、従来の化学物質関係の特別規則の規制の対象外となっていました。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

1) リスクアセスメントが義務付けられている化学物質(以下「リスクアセスメント対象物」)の製造、取扱い又は譲渡提供を行う事業場ごとに化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を担当させる等の事業場における化学物質に関する管理体制の強化。

2) 化学物質のSDS(安全データシート)等による情報伝達について、通知事項である「人体に及ぼす作用」の内容の定期的な確認・見直しや通知事項の拡充等による化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化。

3) 事業者が自ら選択して講ずるばく露措置により、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を最小限度にすることや皮膚又は眼に障害を与える化学物質を取り扱う際に労働者に適切な保護具を使用させること等の化学物質の自律的な管理体制の整備。

4) 衛生委員会において化学物質の自律的な管理の実施状況の調査審議を行うことを義務付ける等の化学物質の管理状況に関する労使等のモニタリングの強化。

5) 雇入れ時等の教育において特定の業種で一部免除が認められていた教育項目が全業種に拡大し実施を義務とする。

### 故戸沼平八相談役 お別れ会

3月23日(木)、花びしホテル2階芙蓉の間に於いて、1月5日(木)に逝去した故戸沼平八相談役のお別れ会を執り行い、多くの皆様にご参列、献花をしていただきました。誠にありがとうございました。

会場には相談役の現場や業界団体、北海道中小企業家同友会、プライベート等の写真や記録等を展示。相談役との思い出を語りあわれる参列者の方々もいらっしました。

社員一同、相談役の教えや遺志を受け継ぎ、引き続き社業の発展に誠実と努力を惜しまず励んでまいります。

